

【 論 述 】

問題 1（必須問題）800～1000 字

現代の社会福祉は、生活上の困難を抱える人を単に金銭的保護するだけではなく、すべての人が人間として尊厳を保ちながら、自分らしく生活できる社会を実現することを目的としている。少子高齢化、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、生活課題は複雑化しており、個人や家族だけでは解決することが難しい場合も多い。そのため、社会福祉は、必要なサービスや支援を提供するとともに、本人の意思や選択を尊重し、社会参加や自立を支えることが重要である。また、社会から排除されやすい人を包摂し、誰もが地域の中で安心して暮らせる環境をつくることも重要な目的である。

社会福祉の対象を考える際には、「普遍主義」と「選別主義」という二つの考え方がある。普遍主義とは、所得や年齢、障害の有無などによって対象を限定せず、一定の条件を満たすすべての人を支援の対象とする考え方である。これに対して選別主義とは、所得、生活状況、障害や要介護状態など、一定の基準を設け、特に支援を必要とする人を選別してサービスや給付を行う考え方である。普遍主義は、誰もが利用できるため、スティグマを生じにくく、社会全体で支え合うという意識を育てやすい。一方、選別主義は、限られた財源を特に支援を必要とする人に重点的に配分できるという利点がある。しかし、選別の基準から外れた人が支援を受けられなかったり、利用者に「特別な人」という烙印を与えたりする可能性もある。

上述を踏まえると、現代社会の社会福祉には、普遍主義と選別主義を対立するものとして捉えるのではなく、それぞれの長所を生かして組み合わせることが求められる。基本的な福祉サービスを広く保障しながら、生活上の困難が大きい人には、個別の状況に応じた重点的な支援を行う必要がある。また、行政だけでなく、地域住民、社会福祉法人、NPO、医療・教育機関などが連携し、孤立や排除を防ぐことも重要である。社会福祉は、困った人を助ける制度にとどまらず、すべての人の尊厳を守り、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会を実現するための社会的な仕組みであると考えられる。

問題 2（選択問題） 400～500 字以内

1. ソーシャルワーク専門職のグローバル定義にある「地域・民族固有の知」とは、世界各地に根ざし、人々が集団レベルで長期間受け継いできた知を指しており、中でもいわゆる「先住民」の知が特に重視されている。ここでいう「先住民」とは、先祖伝来の領域に居住し、独自の文化、固有のアイデンティティ等を持つ者を意味する。

「地域・民族固有の知」が定義に加えられた理由は、西洋の歴史的な科学的植民地主義と覇権を是正するためである。ソーシャルワークの学問は、これまでの植民地主義の結果、西洋の理論や知識のみが評価され、地域・民族固有の知は西洋の理論や知識によって過小評価・軽視・支配された歴史がある。しかし一方で、世界のどの地域・国・区域の先住民たちも、その独自の価値観および知を作り出し、それらを伝達する様式によって、科学に対して計り知れない貢献をしてきた。今回の新たな定義では、これらを認め、西洋の支配の過程を止め、反転させようとするものである。

2. 雇用保険の保険者は、国（政府）であり、その事務は主として公共職業安定所（ハローワーク）等が行っている。

雇用保険の被保険者は、原則として雇用保険の適用事業に雇用される労働者である。被保険者は、雇用形態や年齢などに応じて、一般被保険者、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者の4種類に分けられる。このうち、高年齢被保険者は65歳以上の被保険者である。また、原則として昼間学生や公務員などは、雇用保険が適用されない。

雇用保険制度は、失業等給付および育児休業等給付の保険給付と、雇用安定事業および能力開発事業からなる雇用保険二事業などによって構成されている。

雇用保険の財源は、主として保険料と国庫負担によって賄われている。保険料のうち、原則として失業等給付などの保険給付に充てられる部分は労使折半で負担される一方、雇用保険二事業に充てられる部分は事業主のみが負担する。また、国庫負担について、その負担の有無や負担割合は、保険給付などの種類によって異なる。

3. アイビー（Ivey, A. E.）らが1960年代に体系化した「マイクロカウンセリング」は、基本的な面接技法を具体的な要素に分け、実践的に学習するための理論である。視線、姿勢、うなずき、相づちなどの非言語的技法に加え、開かれた質問、言い換え、感情の反映、要約などを用いることで、利用者の語りを促し、考えや感情を整理するとともに、本人が課題やニーズを明確にすることを支援する。

ソーシャルワーカーが活用する際には、利用者の尊厳や自己決定を保障し、その人らしい生活を実現するための援助過程に位置づけることが重要である。利用者の発言を言い換え

たり感情を反映したりすることで、本人の思いを受け止め、信頼関係を形成する。また、開かれた質問によって利用者の主体的な語りを促し、表面的な問題だけでなく、家族関係、就労、経済、住居などの生活環境を含めてニーズを把握する。さらに、本人の意思を尊重しながら社会資源や関係機関との連携を図る必要がある。マイクロカウンセリングは、利用者本人の力を引き出し、自己決定を支え、環境への働きかけや社会資源との調整につなげるものであり、ソーシャルワーカーの専門的実践を支える基礎的な面接技法である。

4. 我が国においては、2000年に児童虐待の防止等に関する法律が制定されて以降、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、2023年度中では22万件を超えている。そのうち、心理的虐待の割合が最も高く、相談対応件数全体の6割近くを占めている。相談経路は警察等が最も多く、全体の半数以上を占めている。

児童虐待の防止策としては、第一に、すべての子どもの権利を擁護する力を育てることである。例えば、身近なメディアや学校教育を通じて、直接子ども達に権利条約の内容を情報発信する。また、インターネットを経由して直接相談することができる、子どもにやさしい相談体制を構築する。第二に、子育て家族への支援の充実である。子どもの権利に関する知識とそれを踏まえた養育方法について、両親学級やメディア等を通じて普及する。第三に、地域支援の充実である。すべての子どもが地域で安心して暮らす権利を保障するために、地域住民は子どもと家族との日常的な関係性を構築・維持する。専門職は子どもアドボケートとしての役割を自覚し、子どもを中心とした支援体制を構築し、支援過程における子どもと家族の参画を支援する。

5. ラショニングは、限られた福祉資源を必要度や制度基準に沿って配分する考え方である。希望する人全員に同じだけ支援するのではなく、優先順位がつく点に特徴がある。福祉におけるラショニングでは、財源、人員、施設定員が限られるため、支援の量や対象が調整される。配分基準には、所得、要介護度、障害の程度、家族状況などが使われる。たとえば、障害福祉サービスでは個々の状況を踏まえて、市町村が支給決定を行う仕組みが示されている。また特別養護老人ホームでは、入所の必要性が高い人を優先する運用が求められ、原則として要介護3以上が対象である。保育所でも、定員を超える申込みがある場合、市町村が保育の必要度に応じて利用調整を行う。生活保護でも、生活に困窮していれば無条件に受けられるのではなく、資産や収入などを審査して支給が決まる。このようにラショニングは、公平な配分を目指す一方で、待機や利用制限が生じやすい特徴を持つ。これは福祉の必要性和資源制約を調整する仕組みだといえる。